

# 熏風

教育委員会だより

第十一号

平成三十年三月一日(木)

河内長野市教育委員会

## 未来の礎となれ ～放課後の育ちの充実～

平成24年8月の児童福祉法の改正により放課後児童会は、国の「子ども・子育て支援制度」の一つとして法定化され、小学校就学後の児童の安全で安心な居場所を確保するために、予算の拡大と、法整備により、量的な拡充と質の確保が図られることになりました。

量の確保としては、国の補助金の充実、主には補助基準の引き上げ(増額)が図られることになったこと、質の確保としては、児童福祉法の改正により、児童会への入会要件の対象学年が拡大され、小学3年生までだったものが、小学6年生までとなりました。

本市の放課後児童会においても、対象学年を年次的に拡大、平成27年度より小学6年生までを対象とし、また、平成28年7月から、午後6時までとしていた閉会時間を午後7時までに等、開設時間の延長を実施し制度の拡充を図っています。

その結果、平成29年の年度当初で入会児童数は、1,033人となっています。

放課後児童会は、集団による遊び等の生活を通じて、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、心身の調和のとれた発達を図るため、創造性や協調性、社会性を育むとともに、子どもの自主的な活動を発展させ、健全な育成を図ることを目標としています。

そこで、児童個人の目標として、(1) 基本的な生活習慣を身につけること (2) 仲間と助け合い、仲よく遊ぶこと (3) 自分に自信を持って、意欲的に取り組むこと (4) 人の話をよく聞き、他者を思いやる気持ちを持つこと (5) 命の大切さを意識すること、の5つを目標とし、子どもたちへの指導にあたっては、各児童会ごとで専任の支援員により、年間指導計画、指導目標を立ててこれに努め、学童期に必要な、規則正しい生活を身に付ける等の質の確保にも取り組んでいます。

この他、地域のボランティアさんの協力により、算数教室や、けんだま教室、茶道体験、運動では、バスケットボール教室など、児童会支援員だけでは実現が難しい多種多様な取り組みも実施しています。

一方、放課後子ども教室は、国が平成16年度までの3年間実施してきた「地域子ども教室推進事業」の取り組みを踏まえ、平成17年度から始まった「放課後子ども教室推進事業」の一環としてガイドラインに従い実施されています。具体的には、学校の放課後や週末等に主

に小学校の空き教室を利活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点である居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流・体験活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進することをその目的としています。

本市においては、小学校の低学年の児童を対象に、学校の6時限目に開催し、高学年と一緒に下校できるようにしています。これは本市の校区が広いこともあり、下校時の安全面に配慮してのことです。

現在、市内の26のボランティア団体の参画の下、地域のコーディネーターや学校、保護者等が中心となり、各学校ごとに年間のプログラムを策定し、工作や読み聞かせ、運動教室等、様々な学習・体験教室を開催していただいています。

本年度12月までの実績値では、市内全小学校で123回を実施し、延べ4,145人の児童の参加がありました。

この他、本市においては青少年指導員連絡協議会や、7中学校区の青少年健全育成会、市子ども会育成連合会にて実施いただいている、キャンプ等の自然体験活動や、スポーツ大会、または学校の週休日、主に土曜日に開催いただいている楽習室事業等、多種多様な体験活動プログラムも提供いただいています。

最近では、以前実施していた「夏休み子ども教室」が大きくリニューアルされ、本年度は放課後子ども教室の運営に参画いただいているボランティア団体等の有志により、国の補助金を活用して復活実施され、また、実施主体間で類似事業の見直しに向けた新しい環境づくりも始まりつつあります。

こうした多様な実施主体による連携や協力、並びに、学校や家庭、地域の強いつながりによる放課後活動の充実は、子どもたちの経験を豊かにするばかりではなく、信頼できる友だちや、受け止めて愛情を示してくれる大人のいる、安心できる居場所となり、これを享受した子どもたちが、更に次代に繋げてくれることに期待をしています。

(文責：生涯学習部 地域教育推進課長 古谷 岳彦)